

# 船舶事故調査報告書

平成29年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年8月24日 16時25分ごろ
発生場所	福岡県 <sup>かんた</sup> 苅田町苅田港 苅田港北防波堤灯台から真方位256°2,210m付近 (概位 北緯33°47.7′ 東経130°59.4′)
事故の概要	貨物船第八晃山丸 <sup>こうざん</sup> は、南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年8月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第八晃山丸、199トン 135313、晃山汽船有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮高 約224cm
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、鋼材約593tを積載し、船長が単独で操船に当たり、手動操舵により微速力前進で苅田港内の企業岸壁に向けて南西進していた。</p> <p>船長は、「接岸する企業岸壁の北隣の岸壁」（以下「北隣岸壁」という。）において護岸工事が行われているので注意するよう、事前に連絡を受けていたので、北隣岸壁の前面水域にある3個の黄色の浮標が工事区域を示す標識であると思い、3個の浮標の南側を通過して企業岸壁に近づいていたところ、本船が浅瀬に乗り揚げたことを知った。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.5m、船尾約3.6mの喫水であった。</p> <p>船長は、本事故後、北隣岸壁の前面水域にあった3個の黄色の浮標が浅瀬を示す標識であることを知った。</p>
分析	本船は、苅田港内の企業岸壁に向けて南西進中、船長が、北隣岸壁の前面水域にあった3個の黄色の浮標が浅瀬を示す標識であることを知らなかったことから、浅瀬のある同浮標の南側を航行し、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、苅田港内の企業岸壁に向けて南西進中、船長が、北隣岸壁の前面水域にあった3個の黄色の浮標が浅瀬を示す標識であることを知らなかったため、浅瀬のある同浮標の南側を航行し、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。